

○北杜市消防団活性化検討委員会設置要綱

平成26年3月28日

告示第23号

改正 令和2年3月24日告示第22号

(設置)

第1条 北杜市消防団の設置等に関する条例（平成16年北杜市条例第242号）の規定により設置された消防団（以下「消防団」という。）の、効率的かつ円滑な組織運営及び消防団組織の活性化を図ることについて検討するため、北杜市消防団活性化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、市長に提言する。

- (1) 消防団の組織活性化に関すること。
- (2) 消防団の編成に関すること。
- (3) 消防団の組織運営に関すること。
- (4) 消防団の機械装備及び消防施設整備に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域を代表する者
- (3) 消防団を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、市長に提言した日までとする。

(役員)

第5条 委員会に、委員長1人及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が任命する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部消防防災課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(最初に開かれる会議の招集)

- 2 委員が委嘱された後の最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（令和2年3月24日告示第22号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。